

第1792号
令和4年6月15日発行
最高裁判所
事務総局
(毎月1日・15日発行)

裁判所時報

(目次)

◎長官所長会同 (令和4年6月1、2日開催) における最高裁判所長官挨拶	1
◎裁判例	3
(民事)	
● 1 最高裁判所裁判官国民審査法が在外国民に審査権の行使を全く認めていないことは、憲法 15条1項、79条2項、3項に違反する	
2 在外国民が、国が自らに対して次回の国民審査において審査権の行使をさせないことが違 法であるとの確認を求める訴えは、適法である	
3 在外国民に国民審査に係る審査権の行使を認める制度を創設する立法措置がとられなかつ たことが国家賠償法1条1項の適用上違法の評価を受けるとされた事例	
(令和2年(行ツ) 第255号・同年(行ヒ) 第290号、第291号、第292号・令和4年5月25日 大法廷判 決 一部破棄自判、一部棄却)	
(刑事)	
●外国公務員等に対して金銭を供与したという不正競争防止法違反の罪について、共謀の成立を 認めた第1審判決に事実誤認があるとした原判決に、刑訴法382条の解釈適用を誤った違法 があるとされた事例	
(令和2年(ア) 第1135号・令和4年5月20日 第二小法廷判決 破棄自判)	
◎最高裁判所判例要旨	15
(民事)	
●使用者が誠実に団体交渉に応すべき義務に違反する不当労働行為をした場合において、当該團 体交渉に係る事項に関して合意の成立する見込みがないときに、労働委員会が使用者に対して 誠実に団体交渉に応すべき旨を命ずることを内容とする救済命令を発することの可否	
(令和3年(行ヒ) 第171号・令和4年3月18日 第二小法廷判決 破棄差戻し)	
●複数の不動産を一括して分割の対象とする共有物の分割により不動産を取得した場合における 地方税法73条の7第2号の3括弧書きに規定する「当該不動産の取得者の分割前の当該共有 物に係る持分の割合を超える部分」の有無及び額の判断の方法	
(令和3年(行ヒ) 第62号・令和4年3月22日 第三小法廷判決 棄却)	
●被害者を被保険者とする人身傷害条項のある自動車保険契約を締結していた保険会社が、被害 者との間でいわゆる人傷一括払合意をし、上記条項の適用対象となる事故によって生じた損害 について被害者に対して金員を支払った後に自動車損害賠償責任保険から損害賠償額の支払 を受けた場合において、被害者の加害者に対する損害賠償請求権の額から上記損害賠償額の支払 金相当額を全額控除することはできないとされた事例	
(令和2年(受) 第1198号・令和4年3月24日 第一小法廷判決 破棄自判)	
◎記事	16
(人事異動 (5月19日～5月31日))	
(司法修習生 (第74期) の修習終了)	
◎最高裁判所通達・法律等	17
●「公益通報に関する事務の取扱いについて」の一部改正について	
●「準公益通報に関する事務の取扱いについて」の一部改正について	
●民事訴訟法等の一部を改正する法律	
◎長官・所長・事務局長・事務局次長等一覧	19

最高裁判所長官挨拶

（令和4年6月1、2日開催の高等裁判所長官、地方裁判所長及び家庭裁判所長会同におけるもの）

一昨年以来、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は世界中に多大な影響を及ぼしてきたところですが、ワクチンや経口薬といった対策の進展に伴い、行動制限の緩和が進むようになるなど、多くの関係者の尽力により社会経済活動の平常化に向けた取組が実を結びつつあります。この会同も、ここ2年間は参集による開催を控えていましたが、本年は全国の地家裁所長や高裁長官が一堂に会し、直接意見交換をすることができ、大変嬉しく思います。感染症との闘いはなお続いているが、裁判所としては、引き続き感染拡大防止策を徹底した上で、感染終息後の社会の在り様を見据えながら、今後更に多様化する法的紛争に迅速・的確に対応できる態勢を整え、国民から負託された役割を果たしていかなければなりません。

我が国の社会の状況に目を向けると、各分野でデジタル化が急速に進展しており、新型コロナウイルス感染症の影響ともあいまって、情報通信技術を活用した新たな生活様式への変化が広く国民生活において生じています。裁判所としても、そうした変化に対応して各種裁判手続のデジタル化を進め、より良い司法サービスの提供により国民の信頼に応えていくことが不可欠となっています。

先行している民事訴訟の分野では、全面的なデジタル化の先行実施としての意味合いを有するウェブ会議等を用いた争点整理の運用が更に拡大し、民事裁判書類電子提出システムの導入も始まりました。本年5月には民事訴訟法等の改正法が成立し、新たな民事訴訟手続の具体的な内容が明らかになりましたが、一方で、全面的な施行までに残された時間は3年余りとなっています。今般の法改正では、様々な規定の見直しや新たな制度の創設などが行われており、改正後の手続の運用について具体的なイメージ作りを早急に進める必要があります。同時に各府で熱心に取り組まれている審理運営の改善について、その目的を十分に意識した具体的な実践と検証、再検討を繰り返すことにより実効性を高めていくとともに、両者を有機的に連動させ、デジタル化を取り込んだ民事訴訟のプラクティスの改革の像を明確化していくことが求められているように思います。また、これと並行して民事執行や倒産などの手続についても、検討が急ピッチで進められており、この機会にデジタル化の意義を踏まえた事務の見直し等を行うことも急務となります。

刑事の分野においても、本年3月に刑事手続における

捜査・公判のデジタル化方策についての検討結果が取りまとめられたところであります。今後は、法制審議会に議論の場を移し、法制化に向けた動きが加速することが見込まれます。これまで裁判員制度の運営を中心として手続の様々な局面で在るべき刑事裁判の姿を見据えた取組が進められていますが、今後は、デジタル化後の公判準備や公判審理の在り様などをイメージしつつ探求していくことが期待されます。また、裁判員制度については、来年からは18歳、19歳の世代が新たに裁判員候補者となります。裁判所としては、このような若い層にも積極的に参加してもらうため、法教育の実情を踏まえた情報発信に努めることのほか、その声を制度運営の改善に生かしていくことも重要です。もとより、刑事裁判の中核として定着しつつある裁判員制度を確実に根付かせていくためには、引き続き、個々の事案において裁判員と裁判官との実質的協働の実践に意識的に取り組み、裁判員の視点や感覚を裁判内容に的確に反映させるとともに、その普遍的な意義を関係者間で共有することにより刑事裁判全体の深化へつなげていくことも求められます。

家庭裁判所においても、昨年12月から一部の府でウェブ会議による家事調停手続の試行が開始されています。これまでにも調停ならではの良さを維持しつつ、紛争解決手段として更なる改善を目指す取組が続けられてきたところですが、その成果を基盤として、ウェブ会議の利点を生かした運用の検討を深めていく必要があります。デジタル化に向けた取組に際しては、家事調停以外の手続を含め、関係各職種が互いの役割や立場を理解しつつ連携・協働し、利用者のニーズを踏まえた検討と実践を行っていくことが強く期待されます。また、本年3月には、第二期成年後見制度利用促進基本計画が定められました。家庭裁判所としても、期待される役割を踏まえながら、地域連携ネットワークの中で適切に連携し、引き続き運用改善の実現に向けて真摯に取り組んでいく必要があります。少年事件については、改正少年法が本年4月に施行されました。特定少年も含め、個々の少年が抱える資質面や環境面等の具体的な問題に即して、改善更生に向けた適切な働きかけや処遇選択を行うことができるよう、引き続き適切な運用に努めていくことが求められています。

ところで、本年は、身近な紛争解決手段としてその役割を果たしてきた調停制度が100周年を迎えます。調停制度は、発足直後に発生した関東大震災の際に急

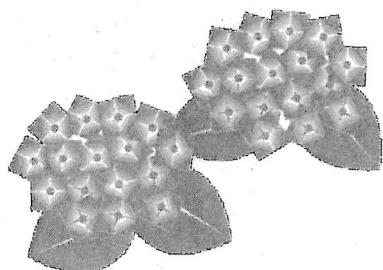
増した借地借家紛争の解決に当たる中で我が国は社会に着実に根付き、家庭に関する紛争の解決も含め、その時々の社会経済情勢の中で大きな役割を果たすことにより、1世紀の長きにわたり、裁判手続と隣接した我が国は法的紛争解決システムの大きな柱として機能し続けてきました。この間、国民からの信頼を得られてきたのは、調停の特性を生かせるように制度改正や運用上の工夫を重ねることによって、時代や社会の変化に応じ、直面する紛争解決の要請に適時に応えてきたことが大きな要因といえるように思われます。

制度や組織が時代を超えて国民の信頼を得ていく鍵となるのは、その機能の中核、本質を見据えつつ周囲の変化を敏感・的確に捉えて柔軟に対応するために脱皮を図ることも躊躇しないという姿勢であると思われます。前述したデジタル化の進展によって裁判所が直面する諸課題への対応においても、急速に変化する社会の要請を正確に受け止め、これまで我々が積み重ねてきた審理運営や事務の在り方をその本質から見つめ直した上で、抜本的な検討を行うことが欠かせません。同様に、裁判所の組織の在り様についても、必要な見直しを検討していくことが求められます。全ての裁判所職員が知恵を絞り、意見交換を重ねるなど真剣に向き合い、裁判所全体としてこれに取り組んでいかなければなりません。

とりわけ、裁判所組織の中核を担う裁判官の役割は大きなものがあります。近年、基本的な意見交換の場である「部」において議論を重ねる取組が進められてきましたが、裁判官一人一人が、その経験を原点に据えて部の外にも議論の場を広げるなど、リーダーシップを発揮して組織的な諸課題に向き合っていくことが期待されます。また、裁判所書記官、家庭裁判所調査官、裁判所事務官などにおいても、事務の在り様が変化していく中でそれぞれが担っていくべき役割とは何かを問い合わせとともに、各職種が有する知見や専門性を結集して対応していく必要があります。

私たちの前には、先例のない予測困難な課題が立ち現れています。合議の本質をなす自由闊達な議論を司法行政においても実践する中で、地域や利用者の意見に耳を傾けるほか、これまでの歴史や諸外国の司法機関における経験にも視野を広げるなど、多角的にこれに取り組んでいくことが、それぞれの地域や社会における裁判所への信頼を高め、国民から負託された責任を果たしていくことにつながると言えましょう。裁判所職員一人一人が真摯にそのための職責を果たしていくことを期待して、私の挨拶とします。

以上



裁判例

民事

- ◎ 1 最高裁判所裁判官国民審査法が在外国民に審査権の行使を全く認めていないことは、憲法15条1項、79条2項、3項に違反する
- 2 在外国民が、国が自らに対して次回の国民審査において審査権の行使をさせないことが違法であるとの確認を求める訴えは、違法である
- 3 在外国民に国民審査に係る審査権の行使を認める制度を創設する立法措置がとられなかつたことが国家賠償法1条1項の適用上違法の評価を受けるとされた事例

件名 在外日本人国民審査権確認等、国家賠償請求上告、同附帶上告事件

最高裁判所

令和2年（行ツ）第255号
同年（行ヒ）第290号、第291号、第292号
令和4年5月25日 大法廷判決
一部破棄自判、一部棄却

令和2年（行ツ）第255号上告人・同年（行ヒ）第290号被上告人・同第291号上告人・同第292号附帶被上告人

国（以下「第1審被告」という。）
令和2年（行ツ）第255号被上告人・同年（行ヒ）第290号上告人・同第291号被上告人・同第292号附帶上告人

X₁（以下「第1審原告X₁」という。）
令和2年（行ヒ）第290号上告人

X₂ほか3名（以下、上記5名を併せて「第1審原告ら」という。）

原 審 東京高等裁判所

主 文

- 原判決主文第1項(3)を破棄する。
- 第1審被告の控訴を棄却する。
- 第1審原告らのその余の上告、第1審被告の上告及び第1審原告X₁の附帶上告を棄却する。
- 訴訟の総費用は、これを2分し、その1を第1審被告の負担とし、その余を第1審原告らの負担とする。

理由

第1 事案の概要

1 本件は、国外に居住していて国内の市町村の区域内に住所を有していない日本国民（以下「在外国民」という。）に最高裁判所の裁判官の任命に関する国民の審査（以下「国民審査」という。）に係る審査権の行使が認められていないことの適否等が争われている事案である。

在外国民である第1審原告X₁は、第1審被告に対し、主位的に、次回の国民審査において審査権行使することができる地位にあるとの確認を求め（以下、この請求に係る訴えを「本件地位確認の訴え」という。）、予備的に、第1審被告が第1審原告X₁に対して国外に住所を有することをもって次回の国民審査において審査権の行使をさせないことが憲法15条1項、79条2項、3項等に違反して違法であるとの確認を求めている（以下、この請求に係る訴えを「本件違法確認の訴え」という。）。また、平成29年10月22日当時に在外国民であった第1審原告らは、第1審被告に対し、国会において在外国民に審査権の行使を認める制度（以下「在外審査制度」という。）を創設する立法措置がとられなかつたこと（以下「本件立法不作為」という。）により、同日に施行された国民審査（以下「平成29年国民審査」という。）において審査権行使することができず精神的苦痛を被ったとして、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を求めている。

原審は、本件地位確認の訴えを却下すべきものとした上で、本件違法確認の訴えに係る請求を認容する一方、上記の損害賠償請求を全部棄却すべきものとした。

なお、令和2年（行ヒ）第290号上告人X₂及び同X₃は、当審係属中に同人らに係る本件地位確認の訴え及び本件違法確認の訴えを取り下げた。

2 關係法令の定め等は、次のとおりである。

(1) 国民審査に係る憲法の定め

憲法79条2項は、最高裁判所の裁判官の任命は、その任命後初めて行われる衆議院議員総選挙の際国民の審査に付し、その後10年を経過した後初めて行われる衆議院議員総選挙の際更に審査に付し、その後も同様とする旨規定し、同条3項は、同条2項の場合において、投票者の多数が裁判官の罷免を可とするときは、その裁判官は罷免される旨規定している。そして、同条4項は、審査に関する事項は法律でこれを定める旨規定し、これを受けて、最高裁判所裁判官国民審査法（以下「国民審査法」という。）が制定されている。

(2) 審査権及び審査人の名簿について

国民審査法4条は、衆議院議員の選挙権を有する者は、審査権を有すると規定し、同法8条は、国民審査

には、公職選挙法に規定する選挙人名簿で衆議院議員総選挙について用いられるものを用いる旨規定している。

公職選挙法19条2項は、市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿の調製及び保管の任に当たるなどと規定し、同法21条1項及び2項は、選挙人名簿の被登録資格として、当該市町村の区域内に住所を有する年齢満18歳以上の日本国民であること等を規定している。他方、同法30条の2第1項は、市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿のほか、在外選挙人名簿の調製及び保管を行うと規定し、同法30条の4第1項は、在外選挙人名簿の被登録資格として、年齢満18歳以上の日本国民で、在外選挙人名簿に関する事務についてその者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に引き続き3か月以上住所を有するものであること等を規定している。

(3) 投票用紙の調製及び投票の方式について

国民審査法14条は、投票用紙には、国民審査に付される裁判官の氏名を印刷するとともに、その氏名を印刷する者のそれぞれに対する×の記号を記載する欄を設けなければならないものとし、都道府県の選挙管理委員会は、同法別記様式に準じて投票用紙を調製しなければならない旨規定している。

そして、国民審査法15条1項は、審査人は、投票所において、罷免を可とする裁判官については、投票用紙の当該裁判官に対する記載欄に自ら×の記号を記載し、罷免を可としない裁判官については、投票用紙の当該裁判官に対する記載欄に何らの記載をしないで、これを投票箱に入れなければならない旨規定している（以下、このような投票の方式を「記号式投票」という。）。他方、同法16条1項は、点字による国民審査の投票を行う場合においては、審査人は、投票所において、投票用紙に、罷免を可とする裁判官があるときはその裁判官の氏名を自ら記載し、罷免を可とする裁判官がないときは何らの記載をしないで、これを投票箱に入れなければならない旨規定している（以下、このような投票の方式を「自書式投票」という。）。

(4) 国民審査に付される裁判官の氏名の告示等について

国民審査法4条の2第1項は、中央選挙管理会は、衆議院議員の任期満了の日前60日に当たる日又は衆議院の解散の日のいずれか早い日以後直ちに、同日以後初めて行われる衆議院議員総選挙の期日に国民審査に付されることが見込まれる裁判官の氏名等を都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならない旨規定している。そして、同法5条1項は、中央選挙管理会は、衆議院議員総選挙の期日の公示の日に、国民審査の期日及び国民審査に付される裁判官の氏名を官報で

告示しなければならない旨規定している。

なお、国民審査法4条の2は、平成28年法律第94号による国民審査法の改正で追加されたものであるところ、同改正前の国民審査法5条は、中央選挙管理会は、国民審査の期日前12日までに、国民審査の期日及び国民審査に付される裁判官の氏名を官報で告示しなければならない旨規定していた（平成28年法律第94号のうち国民審査法4条の2及び同法5条の改正規定は、平成29年1月1日から施行された。）。

3 原審の適法に確定した事実関係等の概要は、次のとおりである。

(1)ア 第1審原告X₁は、在外国民であり、平成29年国民審査が施行された当時、在外選挙人名簿に登録されていた。

イ 第1審原告X₁を除く第1審原告らは、平成29年国民審査が施行された当時、在外国民であり、在外選挙人名簿に登録されていたが、その後帰国した。

(2) 平成29年9月28日に衆議院が解散されたことにより、衆議院議員総選挙が、同年10月10日に公示され、同月22日に施行された。これに伴い、平成29年国民審査が、同月10日に告示され、同月22日に施行された。

第1審原告らは、上記衆議院議員総選挙の投票をしたが、平成29年国民審査については、投票用紙が交付されず、その投票をすることができなかつた。

(3)ア 平成10年法律第47号による改正（以下「平成10年公選法改正」という。）前の公職選挙法の下において、在外国民は国政選挙の選挙権の行使をすることができなかつた。平成10年公選法改正により在外国民に国政選挙の選挙権の行使を認める制度（以下「在外選挙制度」という。）が創設されたが、平成18年法律第62号による改正（以下「平成18年公選法改正」という。）前の公職選挙法附則8項により、その対象となる選挙は、当分の間、衆議院及び参議院の比例代表選出議員の選挙に限ることとされた。

イ 平成10年4月23日、第142回国会参議院地方行政・警察委員会において、平成10年公選法改正に係る法律案に関連して、在外審査制度について質疑がされた。その際、政府委員である内閣法制局第三部長は、国民審査は、選挙人名簿に基づいて行うことになっており、在外国民は、衆議院議員総選挙に参加できないことの結果として国民審査にも参加できないということになり、その限りにおいてはやむを得ない旨の答弁をした。また、政府委員である自治省行政局選挙部長は、国民審査は記号式投票で行われているから、在外国民に投票を認めるとした場合、投票用紙を印刷して国外に交付する手続が国民審査の告示後となる一方、上記法律案による在外選挙制度における在外

公館の長の管理する場所での投票と同様の方法によることなどすると、投票日の5日前までには投票用紙を送付しなければならないため、国民審査のための期間をほとんど確保することができず、技術的に実施不可能に近い状況にあるので、現段階では見送ることにした旨の答弁をした。これに対し、質問をした委員は、できる限り速やかに国民審査法も改正すべきであるとの意見を表明した。

ウ 最高裁平成13年(行ツ)第82号、第83号、同年(行ヒ)第76号、第77号同17年9月14日大法廷判決・民集59巻7号2087頁(以下「平成17年大法廷判決」という。)は、①平成8年10月20日に施行された衆議院議員総選挙当時、平成10年公選法改正前の公職選挙法が、在外国民が国政選挙において投票をするのを全く認めていなかったことは、憲法15条1項、3項、43条1項、44条ただし書に違反する旨、②平成18年公選法改正前の公職選挙法附則8項の規定のうち、在外選挙制度の対象となる選挙を当分の間両議院の比例代表選出議員の選挙に限定する部分は、遅くとも、平成17年大法廷判決言渡し後初めて行われる衆議院議員総選挙又は参議院議員通常選挙の時点においては、憲法の上記各規定に違反する旨を判示するなどした。

エ 平成18年公選法改正後の公職選挙法の下においては、衆議院小選挙区選出議員の選挙及び参議院選挙区選出議員の選挙も在外選挙制度の対象とされた。

オ 平成19年に制定された日本国憲法の改正手続に関する法律(以下「国民投票法」という。)には、その制定当初から、在外国民に憲法改正についての国民の承認に係る投票(以下「国民投票」という。)の投票権の行使を認める制度が設けられている。

カ 現在に至るまで、在外審査制度の創設に係る法律案が国会に提出されたことはない。

第2 令和2年(行ツ)第255号上告代理人館内比佐志ほかの上告理由について

1 原審は、国民審査法が在外国民に審査権の行使を全く認めいないことは、憲法15条1項、79条2項、3項に違反する旨の判断をした。所論は、原審の上記判断には上記各規定の解釈適用の誤りがある旨をいうものである。

2 国民審査法4条は、衆議院議員の選挙権を有する者は、審査権を有すると規定しているが、これとは別に、同法8条は、国民審査に用いられる審査人の名簿について規定していることからすると、同法は、飽くまで上記審査人の名簿に登録されている者でなければ審査権を現実に行使することができないことを前提としているものと解される。

そして、国民審査法8条は、上記審査人の名簿につ

いて、公職選挙法に規定する選挙人名簿で衆議院議員総選挙について用いられるものを用いるとしているところ、同法は、選挙人名簿と在外選挙人名簿とを区別しており、在外選挙人名簿を選挙人名簿とみなすなどの規定を設けてもいない。また、国民審査法は、在外国民による審査権の行使の方法等についての規定を全く設けていない。そうすると、同法8条にいう選挙人名簿に在外選挙人名簿が含まれると解することはできない。

したがって、国民審査法4条、8条により在外国民に審査権の行使が認められていると解することはできず、現行法上、在外国民について審査権の行使を認める規定を欠いている状態にあるといわざるを得ない。

3 憲法は、前文及び1条において、主権が国民に存することを明らかにし、15条1項において、公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利であるとした上で、79条2項において、最高裁判所の裁判官の任命について、衆議院議員総選挙の際に国民の審査に付する旨規定し、同条3項において、投票者の多数が裁判官の罷免を可とするときは、その裁判官は罷免される旨規定している。この国民審査の制度は、国民が最高裁判所の裁判官を罷免すべきか否かを決定する趣旨のものであるところ(最高裁昭和24年(オ)第332号同27年2月20日大法廷判決・民集6巻2号122頁参照)、憲法は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である(憲法81条)などの最高裁判所の地位と権能に鑑み、この制度を設け、主権者である国民の権利として審査権を保障しているものである。そして、このように、審査権が民主権の原理に基づき憲法に明記された主権者の権能の一内容である点において選挙権と同様の性質を有することに加え、憲法が衆議院議員総選挙の際に国民審査を行うこととしていることにも照らせば、憲法は、選挙権と同様に、国民に対して審査権行使する機会を平等に保障しているものと解するのが相当である。

憲法の以上の趣旨に鑑みれば、国民の審査権又はその行使を制限することは原則として許されず、審査権又はその行使を制限するためには、そのような制限をすることがやむを得ないと認められる事由がなければならないというべきである。そして、そのような制限をすることなしには国民審査の公正を確保しつつ審査権の行使を認めることができないし著しく困難であると認められる場合でない限り、上記のやむを得ない事由があるとはいはず、このような事由なしに審査権の行使を制限することは、憲法15条1項、79条2項、3項に違反するといわざるを得ない。また、このことは、国が審査権の行使を可能にするための所

要の立法措置をとらないという不作為によって国民が審査権を行使することができない場合についても、同様である。

在外国民は、前記2のとおり、現行法上、審査権の行使を認める規定を欠いている状態にあるため、審査権を行使することができないが、憲法によって審査権を保障されていることには変わりがないから、国民審査の公正を確保しつつ、在外国民の審査権の行使を可能にするための所要の立法措置をとることが事実上不可能ないし著しく困難であると認められる場合に限り、当該立法措置をとらないことについて、上記やむを得ない事由があるというべきである（以上につき、平成17年大法廷判決参照）。

4 前記第1の2(3)及び(4)のとおり、国民審査法は、衆議院議員総選挙の期日の公示の日に、国民審査に付される裁判官が定まり、その氏名が告示されることを前提として、都道府県の選挙管理委員会が、国民審査に付される裁判官の氏名を印刷するとともに、それぞれの裁判官に対する×の記号を記載する欄を設けた投票用紙を調製することとした上で、投票の方式につき、上記投票用紙を用いた記号式投票によることを原則としている。このような投票用紙の調製や投票の方式に関する取扱い等を前提とすると、平成28年法律第94号による国民審査法の改正の前後を問わず、在外審査制度を創設することについては、在外国民による国民審査のための期間を十分に確保し難いといった運用上の技術的な困難があることを否定することができない。

しかしながら、前記3のとおり審査権と同様の性質を有する選挙権については、平成10年公選法改正により在外選挙制度が創設され、平成17年大法廷判決を経て平成18年公選法改正がされた後、衆議院小選挙区選出議員の選挙及び参議院選挙区選出議員の選挙をも対象に含めた在外選挙制度の下で、現に複数回にわたり国政選挙が実施されていることも踏まえると、上記のような技術的な困難のほかに在外審査制度を創設すること自体について特段の制度的な制約があるとはいひ難い。そして、国民審査法16条1項が、点字による国民審査の投票を行う場合においては、記号式投票ではなく、自書式投票によることとしていることに鑑みても、在外審査制度において、上記のような技術的な困難を回避するために、現在の取扱いとは異なる投票用紙の調製や投票の方式等を採用する余地がないとは断じ難いところであり、具体的な方法等のいかんを問わず、国民審査の公正を確保しつつ、在外国民の審査権の行使を可能にするための立法措置をとることが、事実上不可能ないし著しく困難であるとは解されない。そうすると、在外審査制度の創設に当たり検

討すべき課題があったとしても、在外国民の審査権の行使を可能にするための立法措置が何らとられていないことについて、やむを得ない事由があるとは到底いきうことができない。

したがって、国民審査法が在外国民に審査権の行使を全く認めていないことは、憲法15条1項、79条2項、3項に違反するものというべきである。

5 以上によれば、所論の点に関する原審の判断は、正当として是認することができる。論旨は採用することができない。

第3 令和2年（行ヒ）第292号附帯上告代理人吉田京子ほかの附帯上告受理申立て理由について

1 原審は、本件地位確認の訴えに係る法的地位は新たに立法を行わなければ具体的に認めることのできないものであって、確認を求める対象として有効適切ではないから、本件地位確認の訴えは不適法であると判断して、これを却下すべきものとした。

2 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

本件地位確認の訴えは、公法上の当事者訴訟のうち公法上の法律関係に関する確認の訴えと解され、第1審原告X1は、憲法の趣旨を踏まえた解釈をすべきであること等を前提としつつも、結局は、国民審査法4条、8条の解釈に基づいて、次回の国民審査において審査権を行使することができる地位にあることの確認を求めているものと解される。

そして、平成29年国民審査において審査権を行使することができないものとされた第1審原告X1が、次回の国民審査に先立ち、審査権を行使することができる地位を有することを確認することは、その地位の存否に関する法律上の紛争を解決するために有効適切な手段であると認められる。したがって、現に在外国民である第1審原告X1に係る本件地位確認の訴えは不適法であるとした原審の判断には、法令の解釈適用を誤った違法があるといわざるを得ない。

3 もっとも、前記第2の2のとおり、国民審査法4条、8条により在外国民に審査権の行使が認められていると解することはできないのであるから、上記各規定の解釈に基づいて、第1審原告X1が次回の国民審査において審査権を行使することができる地位にあるとする第1審原告X1の主張を採用することはできない。そうすると、本件地位確認の訴えに係る請求は理由がなく、これを棄却すべきものであるが、不利益変更禁止の原則により、本件地位確認の訴えに係る附帯上告を棄却するにとどめるほかなく、原判決の上記違法は結論に影響を及ぼすものではない。

第4 令和2年（行ヒ）第291号上告代理人館内比佐志ほかの上告受理申立て理由について

1 原審は、本件違法確認の訴えは、公法上の当事者訴訟のうち公法上の法律関係に関する確認の訴えとして適法である旨の判断をした。所論は、原審の上記判断には法令の解釈適用の誤りがある旨をいうものである。

2 第1審原告Xは、本件違法確認の訴えにおいて、国民審査法が在外国民に審査権の行使を全く認めていないことが違憲であることを理由として、第1審被告が第1審原告Xに対して国外に住所を有することをもって次回の国民審査において審査権の行使をさせないことが違法であると主張し、その確認を求めるものである。そうすると、本件違法確認の訴えは、公法上の当事者訴訟のうち公法上の法律関係に関する確認の訴えと解される。

憲法79条4項は、国民審査に関する事項は法律でこれを定める旨規定するところ、同条は、2項において、最高裁判所の裁判官の任命について、衆議院議員総選挙の際に国民の審査に付する旨規定し、また、3項において、投票者の多数が裁判官の罷免を可とするときは、その裁判官は罷免される旨規定しており、国民に保障された審査権の基本的な内容等が憲法上一義的に定められていることが明らかである。そのため、国民審査法が在外国民に審査権の行使を全く認めていないことによって、在外国民につき、具体的な国民審査の機会に審査権を行使することができないという事態が生ずる場合には、そのことをもって、個々の在外国民が有する憲法上の権利に係る法的地位に現実の危険が生じていることができる。

また、審査権は、選挙権と同様に、国民主権の原理に基づくものであり、具体的な国民審査の機会にこれを行使することができなければ意味がないものといわざるを得ず、侵害を受けた後に争うことによっては権利行使の実質を回復することができない性質のものである。

加えて、国民審査法が在外国民に審査権の行使を全く認めいないことが違憲であることを理由として、国が個々の在外国民に対して次回の国民審査の機会に審査権の行使をさせないことが違法であると主張され、この点につき争いがある場合に、その違法であることを確認する判決が確定したときには、国会において、裁判所がした上記の違憲である旨の判断が尊重されるものと解されること（憲法81条、99条参照）も踏まえると、当該確認判決を求める訴えは、上記の争いを解決するために有効適切な手段であると認められる。このように解しても、上記のとおり、国民に保障された審査権の基本的な内容等が憲法上一義的に定められていることが明らかであること等に照らすと、国会の立法における裁量権等に不当に影響を及ぼすことにな

るとは考え難いところである。

したがって、現に在外国民である第1審原告Xに係る本件違法確認の訴えは、公法上の法律関係に関する確認の訴えとして適法であるということができる。以上に説示したところは、選挙権について、その行使を制限されていた在外国民が公法上の法律関係に関する確認の訴えにより救済を求めることが認められるものとされている趣旨（平成17年大法廷判決参照）にも沿うものと解される。

3 以上によれば、所論の点に関する原審の判断は、正当として是認することができる。論旨は採用することができない。

そして、前記第2のとおり国民審査法が在外国民に審査権の行使を全く認めていないことは違憲であるから、第1審被告が第1審原告Xに対して国外に住所を有することをもって次回の国民審査において審査権を行使させないことは違法である。そうすると、本件違法確認の訴えに係る請求は理由があり、これを認容すべきものである。

第5 令和2年（行ヒ）第290号上告代理人吉田京子ほかの上告受理申立て理由について

1 原審は、在外審査制度に関する議論の状況等に照らすと、平成29年国民審査の当時、国会において、国民審査法が在外国民に審査権の行使を全く認めていないことの違憲性が明白であったものということはできず、本件立法不作為は上記の当時において国家賠償法1条1項の適用上違法の評価を受けるものではないと判断して、第1審原告らの損害賠償請求を全部棄却すべきものとした。

2 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

(1) 国家賠償法1条1項は、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個々の国民に対して負担する職務上の法的義務に違反して当該国民に損害を加えたときに、国又は公共団体がこれを賠償する責任を負うことを規定するものであるところ、国会議員の立法行為又は立法不作為が同項の適用上違法となるかどうかは、国会議員の立法過程における行動が個々の国民に対して負う職務上の法的義務に違反したかどうかの問題であり、立法の内容の違憲性の問題とは区別されるべきものである。そして、上記行動についての評価は原則として国民の政治的判断に委ねられるべき事柄であって、仮に当該立法の内容が憲法の規定に違反するものであるとしても、そのゆえに国会議員の立法行為又は立法不作為が直ちに同項の適用上違法の評価を受けるものではない。もっとも、法律の規定が憲法上保障され又は保護されている権利利益を合理的な理由なく制約するものとして憲法の規定に違反するもので

あることが明白であるにもかかわらず、国会が正当な理由なく長期にわたってその改廃等の立法措置を怠る場合などにおいては、国会議員の立法過程における行動が上記職務上の法的義務に違反したものとして、例外的に、その立法不作為は、同項の適用上違法の評価を受けることがあるというべきである。そして、国民に憲法上保障されている権利行使の機会を確保するための立法措置をとることが必要不可欠であり、それが明白であるにもかかわらず、国会が正当な理由なく長期にわたってこれを怠るときは、上記の例外的な場合に当たるものと解するのが相当である（最高裁昭和53年（才）第1240号同60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512頁、平成17年大法廷判決、最高裁平成25年（才）第1079号同27年12月16日大法廷判決・民集69巻8号2427頁参照）。

(2) 前記第2の3及び4のとおり、在外国民であった第1審原告らも審査権を行使する機会を与えられることを憲法上保障されていたのであり、国会において、その権利行使の機会を確保するための立法措置をとることが必要であったと解される。そして、現在に至るまで、在外審査制度の創設に係る法律案が国会に提出されたことはないものの、国会においては、在外選挙制度を創設する平成10年公選法改正に係る法律案に関連して在外審査制度についての質疑がされている。また、平成17年大法廷判決により在外国民に対する選挙権の制約に係る憲法適合性について判断が示され、これを受けて、平成18年公選法改正により在外選挙制度の対象が広げられ、平成19年には、憲法に明記された主権者の権能の一内容である点において審査権と同様の性質を有する国民投票の投票権について、在外国民にその行使を認める国民投票法も制定されるに至っている。そのような中で、在外審査制度の創設に当たり検討すべき課題があったものの、その課題は運用上の技術的な困難にとどまり、これを解決することが事実上不可能ないし著しく困難であったとまでは考え難いことに加え、上記のとおり、国会において在外国民の審査権に関する憲法上の問題を検討する契機もあったといえるにもかかわらず、国会は、平成18年公選法改正や平成19年の国民投票法の制定から平成29年国民審査の施行まで約10年の長きにわたって、在外審査制度の創設について所要の立法措置を何らとらなかつたというのである。

以上の事情を考慮すれば、遅くとも平成29年国民審査の当時においては、在外審査制度を創設する立法措置をとることが必要不可欠であり、それが明白であるにもかかわらず、国会が正当な理由なく長期にわたってこれを怠つたものといえる。

そうすると、本件立法不作為は、平成29年国民審査の当時において、国家賠償法1条1項の適用上違法の評価を受けるものというべきである。

3 以上と異なる原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があり、論旨は理由がある。

そして、以上に説示したところによれば、第1審原告らの損害賠償請求につき、第1審被告に対し各5000円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める限度で認容し、その余を棄却した第1審の判断は相当である。

第6 結論

以上の次第で、原判決中第1審原告らの損害賠償請求を全部棄却すべきものとした部分（原判決主文第1項(3)）は破棄を免れず、第1審判決中当該請求に係る部分は相当であるから、第1審被告の控訴を棄却するとともに、第1審原告らのその余の上告、第1審被告の上告及び第1審原告Xの附帯上告を棄却することとする。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。なお、裁判官宇賀克也の補足意見がある。

裁判官宇賀克也の補足意見

私は、法廷意見に賛成するものであるが、法廷意見の第2、第3及び第4について、補足的に意見を述べておくことしたい。

1 法廷意見の第2について

国民審査の制度（憲法79条2項、3項）は、最高裁判所が、違憲法令審査権を有する終審裁判所であり

（憲法81条）、訴訟に関する手続等について規則を定める権限を有し（憲法77条1項）、下級裁判所の裁判官は最高裁判所の指名した者の名簿によって内閣が任命することとされる（憲法80条1項）など、その権能に鑑み、憲法15条1項が定める国民による公務員の選定罷免権の一環として定められたものと考えられる。そうすると、国民審査に参加する権利は、間接的参政権として位置付けることができ、憲法15条3項の趣旨は、国民審査の制度にも及び、憲法は、国民審査に参加する権利を、主権者である国民の権利として平等に保障しているのであり、国は、国民審査の公正を確保しつつ、在外国民も国民審査に参加することができるよう制度を設ける責務があると考えられる。したがって、在外国民の審査権を制約することは原則として許されず、その制約が例外的に許されるか否かの合憲性の審査に当たっては、権利の重要性に鑑み、厳格な審査基準が適用され、その制約がやむを得ないと認められる事由があるといえるのは、国民審査の公正を確保しつつ在外審査制度を設けることが事実上不可能ないし著しく困難な場合に限られると考えら

れる。

そこで、本件における上記のやむを得ないと認められる事由の有無について検討すると、平成10年公選法改正により在外選挙制度が部分的に創設され、平成17年大法廷判決を経て、平成18年公選法改正で衆議院小選挙区選出議員の選挙及び参議院選挙区選出議員の選挙も在外選挙制度の対象とされたこと、平成19年制定の国民投票法においても在外国民に国民投票における投票権が認められていること、憲法79条4項は、審査に関する事項は法律で定めるとしているところ、国民審査法16条1項は、点字による自書式投票を認めているように、記号式投票以外の投票方法も選択肢となり得ること、情報通信技術が急速に発展し、国際的な通信に要する時間が短縮されるとともに、通信し得る情報の質や量も飛躍的に向上していること等に照らすと、在外国民の審査権の行使を一律に否定することには、やむを得ない事由があるとはいはず、違憲であるといわざるを得ないと考える。

なお、憲法79条2項は、国民審査は、「衆議院議員総選挙の際」行われることとし、これを受けて、国民審査法13条は、「審査の投票は、衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票所において、その投票と同時にこれを行う。」と定めているところ、これは、全国で一斉に行われる衆議院議員総選挙の機会を利用するこことによって、投票所に赴く国民の負担を軽減するとともに、投開票事務に係る行政コストを削減する点においても、合理的な方法といえる。もっとも、理論的に考えれば、国民審査の投票やその結果の確定が衆議院議員総選挙の投票やその結果の確定と同時となることは不可欠の要請とまではいえない。したがって、在外国民について、仮に技術的理由から、衆議院議員総選挙と国民審査との間に投票日やその結果の確定日について若干の差異が生じたとしても、憲法79条2項に違反するとはいえないのではないかと思われる。

2 法廷意見の第3及び第4について

第1審原告X₁は、国民審査に参加することができない状態にあり、主権者としての権利を部分的に否定されている以上、既に権利が侵害されているといえる。そして、第1審原告X₁は、主位的に、本件地位確認の訴えを提起して、次回の国民審査において審査権行使することができる法的地位にあるか否かについて判断を求めており、これは、当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であって、法律の適用によって終局的に解決できるものであり、法律上の争訟の要件を満たすと考えられる。また、確認の利益についても、次回の国民審査の前に、審査権行使することができる地位を有することを確認することは有効であり、確認の利益も認められると考える。

次に、予備的請求として提起された本件違法確認の訴えについて検討するに、この請求も、抽象的に法令の違憲審査を求めるものではなく、次回の国民審査において、自らの審査権行使することができないことの違法の確認を求めるものであり、法律上の争訟といえる。したがって、第1審原告X₁には、憲法32条により、実効的な裁判を受ける権利が保障されていなければならず、それは、立憲主義の要請といえる。そして、審査権は、これを行えなければ意味がなく、侵害を受けた後に争うことによっては回復できない性質のものであり、また、国民審査法36条の審査無効の訴訟も、事前の救済を与えるものではなく、さらに、そもそも、在外国民は、現行の国民審査法上は、同条にいう審査人に該当しないので（同法8条）、この訴訟を利用することもできないと思われる。そして、仮に違法確認の訴えに係る請求を認容する判決の行政事件訴訟法上の拘束力が国会に及ばないとしても、最高裁判所が、憲法81条により一切の法律が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所であり、国会議員が、憲法99条により憲法尊重擁護義務を負う以上、国会が上記判決を尊重して立法を行うことを期待することができ、紛争の解決に有効と考えられる。

なお、平成17年大法廷判決は、違法確認の訴えについて、他のより適切な訴えによってその目的を達成することができる場合には、確認の利益を欠き不適法であるというべきところ、当該事件においては、予備的確認請求に係る地位確認の訴えの方がより適切な訴えであるということができるから、違法確認の訴えは不適法であるといわざるを得ないと判示している。この判示部分は、違法確認の訴えも法律上の争訟であり、他のより適切な訴えによってその目的を達成することができない場合には、確認の利益が認められるが、当該事件では、地位確認の訴えの方がより適切な訴えであるので、確認の利益が否定されるという趣旨と解するのが自然と思われる。そうであるとすれば、地位確認の訴えに係る請求を認容することができず、他に適切な救済方法がない本件において、違法確認の訴えに係る確認の利益を認めるという解釈は、平成17年大法廷判決の趣旨にも適合していると考えられる。そして、在外国民が国民審査に参加する権利のように立法措置が全くとられていないという全面的な立法不作為と、平成17年大法廷判決当時の在外国民が国政選挙に参加する権利の一部を行えることができないという部分的な立法不作為を比較すれば、前者の方が、立法不作為による権利侵害の程度がより大きいにもかかわらず、後者については、積極的な地位確認の訴えにより救済が図られるのに対して、前者については、権

力分立の観点からはより謙抑的な違法確認の訴えを認めないことは、均衡を欠くように思われる。

先般の司法制度改革では、行政訴訟を活性化させることが改革の大きな柱の一つとされた。そして、平成16年法律第84号による行政事件訴訟法の改正においては、同法4条に確認の訴えを明示することにより、処分性のない事案における救済の受け皿として、実質的当事者訴訟としての確認の訴えの活用を促すこととされた。民事訴訟においても、紛争の抜本的解決に必要な場合には、過去の法律関係や過去の事実の確認も可能であると解されているところ、実質的当事者訴訟としての確認の訴えの場合にも、現在の権利義務関係を争うよりも、立法や行政活動の作為又は不作為の違法確認の訴えの方が現在の紛争の解決にとって有効適切である場合には、立法や行政活動の作為又は不作為の違法確認の訴えが排除されると考えるべきではなく、かかる訴訟を認めることは、実質的当事者訴訟としての確認の訴えを明記した上記改正の趣旨にも適合すると思われる。

(裁判長裁判官 大谷直人 裁判官 菅野博之 裁判官
山口 厚 裁判官 戸倉三郎 裁判官 深山卓也
裁判官 三浦 守 裁判官 草野耕一 裁判官
宇賀克也 裁判官 林 道晴 裁判官 岡村和美
裁判官 長嶺安政 裁判官 安浪亮介 裁判官
渡邊惠理子 裁判官 岡 正晶 裁判官 塙 徹)

刑事

◎ 外国公務員等に対して金銭を供与したという不正競争防止法違反の罪について、共謀の成立を認めた第1審判決に事実誤認があるとした原判決に、刑訴法382条の解釈適用を誤った違法があるとされた事例

件名 不正競争防止法違反帮助被告事件

最高裁判所令和2年（あ）第1135号
令和4年5月20日 第二小法廷判決 破棄自判

被告人 内田 聰
原審 東京高等裁判所

主文

原判決を破棄する。

本件控訴を棄却する。

理由

検察官の上告趣意は、判例違反をいう点を含め、実質は単なる法令違反、事実誤認の主張であり、弁護人大森一志の上告趣意は、憲法違反、判例違反をいう点を含め、実質は単なる法令違反、事実誤認、量刑不当の主張であって、いずれも刑訴法405条の上告理由に当たらない。

しかしながら、検察官の所論に鑑み、職権をもって調査すると、原判決は、刑訴法411条1号により破棄を免れない。その理由は、以下のとおりである。

第1 事案の概要

1 本件公訴事実の要旨及び本件審理の概要

本件公訴事実の要旨は、「被告人は、火力発電システム等に係る施設又は設備を構成するボイラ、ガスタービン等の機器及び装置の研究、開発、設計、調達、製造等に関する業務等を目的とするA株式会社（以下「本件会社」という。）の取締役常務執行役員兼エンジニアリング本部長として同社の火力発電所建設プロジェクト等を統括していたものであるが、同社がタイ王国（以下、単に「タイ」ということがある。）ナコンシータマラート県カノム郡において遂行していた火力発電所建設工事に関して、同建設工事現場付近に建設した仮桟橋（以下「本件仮桟橋」という。）に、火力発電所建設関連部品を積載した総トン数500tを超えるはしけ3隻（以下「本件はしけ」という。）を接岸させて貨物を陸揚げするに当たり、本件仮桟橋は、総トン数500t以下の船舶の接岸港として建設許可されたものであったため、同郡に管轄を有する同国運輸省港湾局第4地方港湾局ナコンシータマラート支局

長として、同郡において、水上輸送に関する検査、船舶検査、船舶登録、タイ領海内船舶航行法に基づく桟橋使用禁止等の権限を有していた外国公務員等であったB（以下「B」という。）から許可条件違反となる旨指摘され、貨物を陸揚げできなかつたことから、同社の執行役員兼調達総括部長として同社の物品調達、輸送業務を統括していたC（以下「C」という。）、同社の調達総括部ロジスティクス部長として同社の輸送業務を統括していたD（以下「D」という。）ほか数名と共に謀の上、平成27年2月17日頃、同郡内において、Bに対し、新たに接岸する船舶の種別の変更申請を行う等の正規の手続によらずに上記許可条件違反を黙認して本件はしけの本件仮桟橋への接岸及び貨物の陸揚げを禁じないなどの有利かつ便宜な取り計らいを受けたいとの趣旨の下に、同国内の業者を介し、現金1100万タイバーツ（当時の円換算3993万円相当）を供与し、もつて外国公務員等に対し、国際的な商取引に関して営業上の不正の利益を得るために、その外国公務員等に、その職務に関する行為をさせないことを目的として、金銭を供与した。」というものである。

第1審判決は、公訴事実と同旨の犯罪事実を認定し、被告人を懲役1年6月、3年間執行猶予に処した。

被告人は、第1審判決に対して控訴し、理由不備、理由齟齬、訴訟手続の法令違反、事実誤認を主張した。

原判決は、第1審判決に理由不備、理由齟齬及び訴訟手続の法令違反はないが、被告人に不正競争防止法18条1項違反の罪の共同正犯の成立を認めた点には事実誤認があるとして、第1審判決を破棄し、被告人には同罪の帮助犯が成立するとして、被告人を罰金250万円に処した。

2 本件の事実関係

第1審判決及び原判決の認定並びに記録によると、本件の事実関係は以下のとおりである。

（1）本件会社は、タイ王国ナコンシータマラート県カノム郡において火力発電所建設工事を遂行していた。同工事に関し、現地に本件仮桟橋が建設されていたところ、本件仮桟橋は総トン数500t以下の船舶の接岸港として建設許可がされたものであった。

（2）平成27年2月2日（以下、日のみを記載しているものは、平成27年2月のそれを指す。）、本件仮桟橋に本件はしけを接岸させる予定が組まれていたが、タイ運輸省港湾局第4地方港湾局ナコンシータマラート支局長としてカノム郡における桟橋使用禁止等を命ずる権限を持つ外国公務員等であったBは、同日、本件会社側に対し、本件仮桟橋の建設許可では本件はしけを接岸できず、接岸するためには地元関係者の分も含めて現金2000万タイバーツを払えとの要求を

した。この事実は、本件会社の調達総括部ロジスティクス部高砂ロジスティクス課長であったE（以下「E」という。）、その上司のD、さらに、その上司であるCに報告され、Eがタイに出張して事態の収拾に当たることが決定された。

(3) Eは、現地において、前記要求に応じて金を支払う以外の代替手段を見いだせないことをDに報告するとともに、現地企業に協力を依頼するなどして、現金の調達に向けて調整に当たった。報告を受けたDは、要求どおり金を支払うしかないことなどをCに伝え、Cも同様の考えに至った。

Cは、5日、「カノム輸送リスク説明」を主題とする会議を10日に行うとして被告人の日程を確保するとともに、Dに対し、被告人の判断を仰ぐまで現金の支払に向けた手続を停止するよう指示した。DはEにその旨指示し、当該手続は一旦停止した。

Dは、9日、Eから、建設許可を取り直すには4か月以上かかるとの報告を受け、翌10日、Cに対し、その旨報告した。なお、工事が遅延した場合、本件会社が支払うことになる遅延損害金は、1日当たりおよそ4000万円と見込まれていた。

(4) C及びDは、10日、前記要求に従ってBらに対し現金2000万タイバーツを供与すること（以下、B自身に対する現金1100万タイバーツの供与を含め、この現金2000万タイバーツの供与を「本件供与」という。）に関する資料を携え、本件会社本社内の被告人用会議室において、被告人と会議を行った（以下、この会議を「10日の会議」という。）。

また、Cは、10日の会議の後、被告人との再度の会議を13日に設定し、同日、C及びDは、上記会議室において、被告人と会議を行った（以下、この会議を「13日の会議」といい、10日の会議と併せて「本件会議」という。）。

(5) Dは、10日の会議の後、Eに対し、被告人の了承が得られたとして本件供与に向けた手続の再開を指示し、11日から13日にかけてその手続が進み、13日には現金2000万タイバーツが用意された。

Eらは、14日、本件会社の下請会社の従業員らに上記現金の運搬を依頼し、17日、Bらに対し、上記現金が供与された。

(6) 本件はしけは、16日、本件仮桟橋に接岸し、17日、貨物の陸揚げが開始された。また、同日以降、Bから、はしけの本件仮桟橋への接岸を拒否されたり現金を要求されたりすることはなかった。

(7) 本件会社は、取締役常務執行役員であった被告人が本部長を務めていたエンジニアリング本部、執行役員であったCが部長を務めていた調達総括部を含む多数の本部及び部で構成されているところ、各部は組

織上は並列しており、各部の本部長又は部長の直接の上位者は同社代表取締役社長しかいないという組織構造となっている。

エンジニアリング本部は、本件会社が遂行する火力発電所建設プロジェクト等を統括する部署であり、調達総括部は、物品調達、輸送業務を統括する部署である。

第2 第1審判決及び原判決の要旨

1 第1審判決は、要旨、以下のとおり判示して、被告人には不正競争防止法18条1項違反の罪の共同正犯が成立するとした。

(1) Cの供述によれば、C及びDは、現地港湾局幹部から本件はしけの接岸の条件として現金2000万タイバーツの供与を求められるという事態に陥っていることについて、火力発電所建設プロジェクト全体の責任を負っており取締役常務執行役員という上役でもある被告人に相談し判断を仰ぐため、10日に被告人との会議を予約したが、10日の会議では、本件供与について被告人の了承を得られず、再度13日に会議を予約し、13日の会議において、Cから賄賂を支払うしかないとの意見を伝えたところ、被告人は、「仕方ないな。」と言って本件供与を了承したと認められる。

(2) そして、被告人は、本件会社の形式的な組織構造上はCらの上位者というわけではないが、同社の幹部であるCらの来訪を受ける形で各会議に臨んでおり、しかも、これは、会社内における正式な手続を踏み、正式な会議を開催する前提で被告人の予定を押さえた上で行われていることなどからすれば、一定の意思決定権限を有する者の判断を求めるためのものであると推認でき、さらに、同社の関係者の供述からしても、同関係者は、エンジニアリング本部長であった被告人が同社の火力発電所建設プロジェクト全体の責任者であり最終判断権者であると一致して認識していたと認められるから、被告人に本件供与に関する業務上の実質的な意思決定権限があったと認められる。そうすると、被告人は、13日の会議において、自らの意思決定権限に基づき、本件供与について了承したことにより、本件供与について共謀を遂げたと認められる。

2 これに対し、原判決は、要旨、以下のとおり判示して、被告人には不正競争防止法18条1項違反の罪の共同正犯は成立せず、同罪の幇助犯が成立するとした。

(1) Cは、被告人が本件供与を了承したのは13日の会議であり、10日の会議では了承を得られなかつたと供述するが、Dは、被告人が本件供与を了承したのは10日の会議であったと供述しており、被告人の了承の経緯や時期という核心部分について整合してお

らず、Cの供述の信用性には疑問がある。また、被告人は、上記各会議においてC及びDに対し本件供与によらない代替手段の検討を促し、13日の会議の後にも別の関係者に代替手段の検討を依頼していることなどからすれば、終始本件供与には消極的であったことがうかがわれる。したがって、被告人がいずれかの会議の場で「仕方ないな。」と発言したことがあったとしても、この発言が、本件供与を積極的に容認する意思によるものであり、これを最終的に了承する趣旨であったとみることには合理的な疑いが残るから、本件供与に関する共謀の成立は認められない。

(2) 他方、被告人は、エンジニアリング本部長兼取締役常務執行役員として、本件会社の火力発電所建設プロジェクト全体を管理すべき立場にあり、直属の部下以外の従業員の活動についても監督義務を負うべき立場にあったのに、Cらに対し、本件供与を事実上默認するような言動をとったものであり、これは本件供与に一種のお墨付きを与えるに等しく、その実現を精神的に容易にしたものであるから、帮助犯が成立する。

第3 当裁判所の判断

1 刑訴法382条の事実誤認とは、第1審判決の事実認定が論理則、経験則等に照らして不合理であることをいうものと解するのが相当であり、控訴審が第1審判決に事実誤認があるというためには、第1審判決の事実認定が論理則、経験則等に照らして不合理であることを具体的に示すことが必要である（最高裁平成23年（あ）第757号同24年2月13日第一小法廷判決・刑集66巻4号482頁）が、原判決は、以下のとおり、被告人に不正競争防止法18条1項違反の罪の共同正犯が成立するとした第1審判決の事実認定について、論理則、経験則等に照らして不合理な点があることを十分に示したものとは評価することができない。

2 第1審判決は、本件会社の取締役常務執行役員兼エンジニアリング本部長であり、同社が遂行する火力発電所建設プロジェクト等を統括し、その全体の責任者であったという被告人の地位及び立場を前提とし、被告人が、本件供与に関して執行役員であるCらから二度にわたる本件会議を設定された上で相談を受けたという経緯、その本件会議の中で本件供与について「仕方ないな。」と発言するなどしたという被告人の言動、本件会議後に本件供与が現実に実行されたという経過等を総合考慮すれば、被告人は、本件会議において本件供与を了承したものであり、上記の地位及び立場にあって本件供与を実行することについての意思決定に関与したといえるから、Cらとの間で、本件供与に関する共謀を遂げたと認められる旨の判断をしたと解される。

3 これに対し、原判決は、まず、被告人が本件供与を了承したとされる時点について、Cは13日の会議であったと述べているのに対し、Dは10日の会議であったと述べている点を捉えて、両者の供述は核心部分において整合しておらず、Cの供述に基づき、被告人が13日の会議において本件供与を最終的に了承したとみることには疑問があると指摘する。

しかしながら、本件における共謀の有無の認定に当たり重要となるのは、Cらが被告人から本件供与の了承を得るため二度にわたり設定した本件会議で、被告人が本件供与を了承したといえるか否かであり、被告人自身、本件会議において本件供与を行わないようにと述べていないことは自認している。これらの点を踏まえれば、C及びDの各供述は、いずれも、被告人から、本件会議において本件供与についてその実行がやむを得ないという意味で「仕方ないな。」という発言があり、本件供与の実行に了承が得られたとするものであって、核心部分に齟齬があるとはいはず、原判決の上記指摘は、被告人が本件会議において本件供与を了承したと認めた第1審判決の不合理性を十分に示したものとはいえない。

4 また、原判決は、被告人が、10日の会議又は13日の会議において、仕方がないという趣旨の発言をしたことは否定し得ないとしても、それが、本件供与を積極的に容認する意思によるものであり、これを最終的に了承する趣旨であったとみることには合理的な疑いを挿む余地があるとし、その理由として、①被告人が、13日の会議においても代替手段の検討を促す発言をし、さらに、同日の会議の後、別の関係者に対しても代替手段の検討を依頼していること、②第1審判決が、本件供与に関して成立した共謀は、代替手段を見いだした場合には供与を停止する留保を付した上でのものであるとするのは、被告人が本件供与を行う意思を固めていたこととは相いれないから不合理な認定であること、③Cらが供述するように、被告人が本件供与を指示したのだとすれば、その首尾について被告人が関心を持つのが当然であると思われるのに、Cらは、13日以降、本件供与の進捗状況やてん末について一切被告人に報告していないのは不合理であることを挙げる。

しかし、前記2のとおり、第1審判決は、被告人の地位及び立場を前提とした上で、被告人が本件供与に関して相談を受けるに至った経緯、その相談に対する被告人の言動、被告人への相談後に本件供与が実行されたという経過といった諸事情を総合考慮して、被告人は本件供与を了承したものであり、これを実行するという意思決定に關与したといえることをもって共謀の成立を認めたと解されるのであるから、原判決が、

共謀を基礎付ける事実関係となる上記の諸事情に対する評価を十分示さないまま、主として本件供与を積極的に容認する意思の有無という観点から第1審判決の不合理性を指摘しようとしていること自体、相当ではない。

また、原判決の指摘を個別にみても、以下のとおり、第1審判決の不合理性を十分に示したものとはいえない。

まず、被告人が、13日の会議の中で代替手段の検討を促し、さらに、同日の会議の後、別の関係者に代替手段の検討を依頼したことがあったとしても、被告人がCらに対して本件会議においては最終的に本件供与を了承したこととは両立し、これを否定するものではないから、原判決の上記①の指摘は、第1審判決の共謀の認定が不合理であるとするだけの説得的な論拠を示しているとはいえない。また、第1審判決は、本件供与に関する共謀について、「代替手段を見いだした場合は供与を停止する留保を付した上でそれと認められる」と説示しているところ、その趣旨にいささか不分明なところはあるが、判文全体を通覧すれば、被告人の内心において、もし本件供与を回避する手段が発見できれば、本件供与の実行を止めたいと思っていたという趣旨をいうものにすぎず、共謀自体に留保を付していたと認定したものではないと解されるから、原判決の上記②の指摘は当を得たものではない。

さらに、本件供与はおおむね当初の計画どおりに実行されたものであり、また、被告人及びCらはいずれも本件供与の違法性を意識していたのであるから、そのような本件供与について、被告人に対する事後の報告がなかったとしても特に不自然であるとはいはず、加えて、記録によれば、被告人自身が事後の報告を不要としたこともうかがわれる所以であるから、原判決の上記③の指摘もまた、第1審判決の共謀の認定が不合理であるとするだけの説得的な論拠を示しているとはいひ難い。

5 以上のとおり、本件供与に関する共謀の成立を認めた第1審判決に事実誤認があるとした原判決は、第1審判決について、論理則、経験則等に照らして不合理な点があることを十分に示したものとは評価することができない。そうすると、第1審判決に事実誤認があるとした原判決には刑訴法382条の解釈適用を誤った違法があり、これが判決に影響を及ぼすことは明らかであって、原判決を破棄しなければ著しく正義に反すると認められる。

よって、刑訴法411条1号により原判決を破棄することとし、以上の検討によれば、前記2のとおり不正競争防止法18条1項違反の罪の共同正犯の成立を認めた第1審判決の判断は正当として是認することが

でき、また、記録に基づいて検討すると、被告人のその余の控訴趣意もいずれも理由がなく、第1審判決はこれを維持するのが相当であるから、刑訴法413条ただし書、414条、396条により被告人の控訴を棄却することとし、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

検察官田野尻猛 公判出席

(裁判長裁判官 菅野博之 裁判官 三浦 守 裁判官 草野耕一 裁判官 岡村和美)

最高裁判所判例要旨

民事

- 使用者が誠実に団体交渉に応すべき義務に違反する不当労働行為をした場合において、当該団体交渉に係る事項に関して合意の成立する見込みがないときに、労働委員会が使用者に対して誠実に団体交渉に応すべき旨を命ずることを内容とする救済命令を発することの可否

令和3年(行ヒ)第171号
令4・3・18二小判 破棄差戻し
民集76巻3号本誌1788号

使用者が誠実に団体交渉に応すべき義務に違反する不当労働行為をした場合には、当該団体交渉に係る事項に関して合意の成立する見込みがないときであっても、労働委員会は、使用者に対して誠実に団体交渉に応すべき旨を命ずることを内容とする救済命令を発することができる。

- 複数の不動産を一括して分割の対象とする共有物の分割により不動産を取得した場合における地方税法73条の7第2号の3括弧書きに規定する「当該不動産の取得者の分割前の当該共有物に係る持分の割合を超える部分」の有無及び額の判断の方法

令和3年(行ヒ)第62号
令4・3・22三小判 舍却
民集76巻3号本誌1788号

複数の不動産を一括して分割の対象とする共有物の分割により不動産を取得した場合における地方税法73条の7第2号の3括弧書きに規定する「当該不動産の取得者の分割前の当該共有物に係る持分の割合を超える部分」の有無及び額については、分割の対象とされた個々の不動産ごとに、分割前の持分の割合に相当する価格と分割後に所有することとなった不動産の価格とを比較して判断すべきである。

- 被害者を被保険者とする人身傷害条項のある自動車保険契約を締結していた保険会社が、被害者との間でいわゆる人傷一括払合意をし、上記条項の適用対象となる事故によって生じた損害について被害者に対して金員を支払った後に自動車損害賠償責任保険から損害賠償額の支払を受けた場合において、被害者の加害者に対する損害賠償請求権の額から上記損害賠償額の支払金相当額を全額控除することはできないとされた事例

令和2年(受)第1198号
令4・3・24一小判 破棄自判
民集76巻3号本誌1788号

被害者を被保険者とする人身傷害条項のある自動車保険契約を締結していた保険会社が、被害者との間で、上記条項に基づく保険金について自動車損害賠償責任保険による損害賠償額の支払分を含めて一括して支払う旨の合意(いわゆる人傷一括払合意)をし、上記条項の適用対象となる事故によって生じた損害について被害者に対して金員を支払った後に自動車損害賠償責任保険から損害賠償額の支払を受けた場合において、保険会社が上記保険金として保険給付をすべき義務を負うとされている金額と同額を支払ったにすぎないとされたことの事実関係の下では、被害者の加害者に対する損害賠償請求権の額から、保険会社が上記金員の支払により保険代位することができる範囲を超えて上記損害賠償額の支払金相当額を控除することはできない。

記事

◎人事異動

定年退官

御船簡易裁判所判事

富崎淳一

(5月19日)

御船簡易裁判所判事

大阪簡易裁判所判事

松野勝徳

定年退官

広島高等裁判所長官

小川秀樹

福岡高等裁判所判事

根本 渉

(以上5月20日)

福岡高等裁判所判事

横浜地方・家庭裁判所小田原支部長

松田俊哉

横浜地方・家庭裁判所小田原支部長

東京高等裁判所判事

佐々木直人

定年退官

五所川原簡易裁判所判事

齋藤健一

(以上5月21日)

五所川原簡易裁判所判事

盛岡簡易裁判所判事

菅原康生

(5月22日)

広島高等裁判所長官

司法研修所長

笠井之彦

司法研修所長

東京高等裁判所判事

中山孝雄

東京高等裁判所判事

福岡高等裁判所判事

増田 稔

福岡高等裁判所判事

広島高等裁判所松江支部長

久保田浩史

広島高等裁判所松江支部長

静岡地方・家庭裁判所浜松支部長

松谷佳樹

静岡地方・家庭裁判所浜松支部長

東京高等裁判所判事

関口剛弘

(以上5月23日)

大分地方・家庭裁判所判事

大分家庭・地方裁判所判事

武智舞子

大分家庭・地方裁判所判事

東京地方裁判所判事

矢野紀夫

依願退官

千葉家庭・地方裁判所八日市場支部判事

見原涼介

(以上5月30日)

依願退官

事務総局秘書課付

吉元祥太郎

(退官後在外公館)

(5月31日)

◎司法修習生（第74期）の修習終了

令和2年度（第74期）司法修習生は、令和4年4月及び同年5月、修習を終了した。修習終了者1458人（うち女性372人）の進路は、判事補任官73人（うち女性24人）、検事任官72人（うち女性28人）、弁護士その他1313人（うち女性320人）である。

最高裁判所通達

◎「公益通報に関する事務の取扱いについて」の一部改正について

令和4年5月27日最高裁総一第755号

高等裁判所長官、地方裁判所長、家庭裁判所長、最高裁判所事務総局局課長、司法研修所長、裁判所職員総合研修所長、最高裁判所図書館長
あて事務総長依命通達

平成18年3月17日付け最高裁総一第000348号事務総長依命通達「公益通報に関する事務の取扱いについて」の一部を下記のように改正します。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から伝達してください。

記

1 記第1の2中「、その他」を「その他」に改め、同3の(2)のア中「ときは、」の次に「速やかに」を加え、同イの次に次のように加える。

ウ アの定めによる是正措置等をとった局課等の長は、当該是正措置等が適切に機能しているか否かを事後に確認し、適切に機能していない場合には、新たな是正措置等をとる。

2 記第1の4中「対し、」の次に「速やかに」を加える。

3 記第2を次のように改める。

第2 公益通報の対応体制等

1 総括する者

総務局長は、裁判所における公益通報に関する事務を総括する。

2 公益通報対応業務従事者

(1) 総務局長及び局課等の長を、裁判所における法第11条第1項に規定する公益通報対応業務従事者（以下「従事者」という。）とする。

(2) 総務局長は、「最高裁公益通報・相談窓口」の従事者を指名する。

(3) 高等裁判所長官は、「高裁公益通報・相談窓口」の従事者を指名する。

(4) 総務局長は、必要があると認めるときは、第1の2の定めによる送付に係る従事者及び同4の定めによる通知に係る従事者を指名することができる。

(5) 局課等の長は、必要があると認めるときは、第1の3の定めによる局課等の長のとるべき措置に係る従事者を指名することができる。

3 独立性の確保に関する措置

総務局長及びこれを監督する者に関する事案の公益通報がされたときは、総務局長又は局課等の長は、公益通報としての受理、通報対象事実の調査及び是正措置等の実施等について外部の有識者の意見を聴取する。ただし、公益通報の内容が通報対象事実に関するものでない場合その他公益通報として受理することが相当でないことが明らかな場合は、この限りでない。

4 利益相反の排除に関する措置

(1) 従事者は、自らに関係する事案の公益通報その他利益相反関係を有する公益通報の処理又は公益通報に関連する相談に関与してはならない。

(2) 総務局長に関係する事案の公益通報その他利益相反関係を有する公益通報があったときは、最高裁判所事務総局の職員のうちから最高裁判所事務総長が指定する者が、当該公益通報に係る第1の2及び4並びに第2の3及び7の(2)の総務局長の職務を代理する。

5 公益通報者等の保護

公益通報者又は公益通報に関連する相談をした者に対し、当該公益通報又は当該相談をしたことを理由として、免職その他不利益な取扱いをしてはならない。

6 範囲外共有等の防止、秘密保持及び個人情報保護の徹底

(1) 従事者又は公益通報に関連する相談に関与した職員（以下「従事者等」という。）は、次に掲げる行為をしてはならない。

ア 公益通報者を特定させる事項を必要最小限の範囲を超えて共有する行為（以下「範囲外共有」という。）をすること。

イ 公益通報者を特定した上でなければ必要性の高い調査が実施できないなどのやむを得ない場合を除き、公益通報者を特定しようすること。

ウ 公益通報又は相談に関する秘密を漏らすこと。

エ 知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用すること。

(2) 第2の2の(2)から(5)までの定めにより従事者を指名した総務局長、高等裁判所長官及び局課等の長は、指名された者に対し、従事者に指名されたこと並びに第2の6の(1)に定める範囲外共有等の防止、秘密保持及び個人情報保護の徹底等について、相当な方法により通知する。

7 適切な救済・回復の措置及び懲戒処分等

- (1) 第2の5及び第2の6の(1)のアに定める行為が行われた場合には、総務局長及び局課等の長は、適切な救済・回復の措置をとる。
- (2) 第2の5及び第2の6の(1)に定める行為が行われた場合には、総務局長は、当該行為を行った職員に対し、行為態様、被害の程度、その他情状等の諸般の事情を考慮して、任命権者による懲戒処分その他適切な対応がとられるよう必要な措置をとる。

8 公益通報関連資料の管理

公益通報の処理に係る記録及び関係資料の保存期間は1年間とし、通報者の秘密保持及び個人情報保護に留意して、適切な方法で管理しなければならない。

9 運用実績の公表、見直し等

- (1) 総務局長は、裁判所における公益通報に関する運用実績の概要を、適正な業務の遂行及び利害関係人の秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲で公表する。
- (2) 総務局長は、裁判所における公益通報体制の定期的な点検を実施する。
- (3) 総務局長は、(1)の運用実績及び(2)の定期的な点検の結果等を踏まえ、必要があると認めるとときは、公益通報体制の見直しを行う。

付 記

この通達は、令和4年6月1日から実施する。

◎「準公益通報に関する事務の取扱いについて」の一部改正について

令和4年5月27日最高裁総一第756号
高等裁判所長官、地方裁判所長、家庭裁判所長、最高裁判所事務総局局課長、司法研修所長、裁判所職員総合研修所長、最高裁判所図書館長
あて事務総長依命通達

令和3年2月25日付け最高裁総一第167号事務総長依命通達「準公益通報に関する事務の取扱いについて」の一部を下記のように改正します。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から伝達してください。

記

- 1 記第2の2の(2)のア中「者」の次に「(当該通報の日前1年以内に裁判所職員であった者を除く。)」を加え、同イ中「であった者」の次に「(法第2条・第1項第3号に規定する当該通報の日前1年以内に従事していた労働者であった者を除く。)」を加え、同ウ中「事業者」の次に「及び当該事業者であった者」を加え、同エ及びオを次のように改める。

エ 裁判所との請負契約その他の契約に基づいて事業を行う事業者の役員(法第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)。ただし、当該役員が当該事業に従事するときを除く。

オ 裁判所との請負契約その他の契約に基づいて事業を行う事業者の役員であった者

- 2 記第3の2中「並びに2から4までの定め」を「、同2から4まで並びに記第2の定め」に改める。
- 3 記第4を削り、記第5を記第4とする。

付 記

この通達は、令和4年6月1日から実施する。

◎民事訴訟法等の一部を改正する法律
(令和4年5月25日公布 法律第四八号)

法律の内容は、配信済みの法律案のとおりである。また、その主な内容及び新旧対照条文(本則部分は、本誌第一七八七号(四月一日付け、七ページ及び別添)に掲載されたとおりである。

法
律
等

(令和4年6月1日現在)

最高裁判所		大谷直人		第二小法廷		第三小法廷		首席調査官		洋代之一	
最高裁判官	大谷直人	第一小法廷	山深安岡塙	厚也介晶徹	卓亮正	人之守一美	郎也晴政	三克道安	宇戸倉賀	木井八福	第一章俊宏
裁判官	大谷直人	裁判官	山深安岡塙	裁裁判官	裁裁判官	裁裁判官	裁裁判官	裁裁判官	裁裁判官	裁裁判官	裁裁判官
事務総局	事務総長	審議官	中染後板	村谷武尚	宣樹道	人事局長	治司昌弘	山場瀬	雄宏之	吉崎佳	弥徳
事務総長	審議官	秘書課長	正板	正板	正道	経理局長	司昌弘	中一川	孝康弘	小	林
事務総長	広報課長(兼)	情報政策課長(兼)	正板	染谷	宣	民事局長	吉門	山場瀬	彦幸介	吉	林
事務総長	総務局長	総務局長	小野寺	真也	也	刑事局長(兼)	田嶋内	藤施田	彦幸介	吉	林
事務局長	事務局長	事務局長	人事局長	人事局長	人事局長	行政局長(兼)	手竹	邦敏圭	彦幸介	吉	林
事務局長	事務局長	事務局長	人事局長	人事局長	人事局長	家庭局長	尚	遠布松	彦幸介	吉	林
事務局長	事務局長	事務局長	人事局長	人事局長	人事局長	家庭審議官	尚	藤施田	彦幸介	吉	林
府名	長官・所長	事務局長	事務局次長	府名	長官・所長	事務局長	事務局次長	府名	長官・所長	事務局長	事務局次長
東京高等	今崎幸彦	和波宏典	和波宏典	大阪家庭	森純子	西川浩二	牧真千子	仙台家庭	入江猛	中井隆利	中井隆利
知的財産高等	大鷹一郎	加藤正則	和広正則	京都地方	北川清	佐佐木広希	坂東正樹	福島地方	吉田徹	松田雅史	松田雅史
東京地方	平木正洋	坂本正則	坂本正則	京都地方	北川清	黒瀬弘(兼下村義之)	杉山慎治	福島地方	浦野真美子	秋元史浩	秋元史浩
"家庭	中里智美	定久朋宏	伊藤竜太郎	京都地方	北川清	藤本昌彦	宇野勝浩	"家庭	浦野真美子	大友正隆	大友正隆
横浜地方	足立哲	横山真幸	坪谷和伸	京都地方	北川清	植田昌典	南森弘三	"家庭	吉田徹	阿部博也	阿部博也
"家庭	鬼澤友直	久保田泰行	今田義紀	京都地方	北川清	福本浩孝	中垣弘明	山形地方	渡邊英敬	出羽哲也	出羽哲也
さいたま地方	吉村真幸	田中巧	横山真幸	京都地方	北川清	安達正広	島津美弘	"家庭	"家庭	近野太吉	近野太吉
"家庭	鹿野伸二	山根克彦	山田聰	京都地方	北川清	坂田幸二	倉迫孝次	山形地方	吉岡幸治	吉岡幸治	吉岡幸治
千葉地方	堀田真哉	山田雅彦	山田雅彦	京都地方	北川清	高橋亨	英樹	"家庭	佐々木宗啓	赤間玲子	赤間玲子
"家庭	岸日出夫	小池美智子	火ノ川忠	奈良地方	田中健治	西川知一郎	佐野嘉孝	盛岡地方	佐々木宗啓	吉岡靖之	吉岡靖之
水戸地方	松本利幸	長郷文香	岡田守晃	奈良地方	田中健治	高橋亨	廣澤智彦	"家庭	佐々木宗啓	吉岡靖之	吉岡靖之
"家庭	原道子	佐藤葉子	佐藤葉子	奈良地方	田中健治	藤谷浩太郎	佐野廣光	山形地方	佐々木宗啓	吉岡靖之	吉岡靖之
宇都宮地方	後藤健	田中正	田中正	奈良地方	田中健治	遠藤恭弘	井原良児	"家庭	佐々木宗啓	吉岡靖之	吉岡靖之
"家庭	"	赤穂珠代	赤穂珠代	奈良地方	田中健治	北田宗人	石塚丈記	"家庭	佐々木宗啓	吉岡靖之	吉岡靖之
前橋地方	齊藤啓昭	中橋章	竹田聰	奈良地方	田中健治	浅野ゆかり	岡田健三	秋田地方	平田直人	吉岡靖之	吉岡靖之
"家庭	八木貴美子	森岡泰彦	森岡泰彦	奈良地方	田中健治	寺峰功	田淵修一	"家庭	平田直人	吉岡靖之	吉岡靖之
静岡地方	村田聰志	森田容子	森田容子	奈良地方	田中健治	福富幸治	真司三村	"家庭	平田直人	吉岡靖之	吉岡靖之
"家庭	家令和典	森田敦子	森田敦子	奈良地方	田中健治	多田達也	田淵修一	"家庭	平田直人	吉岡靖之	吉岡靖之
甲府地方	島田一	小川利香	小川利香	奈良地方	田中健治	上田信聰	青森地方	青森地方	加藤亮	高橋信宏	高橋信宏
"家庭	"	家令和典	早稻田浩	奈良地方	田中健治	森谷尚樹	後藤博	福岡高等	後藤博	高橋信宏	高橋信宏
長野地方	萩本修	閑岡俊二	閑岡俊二	奈良地方	田中健治	藤原治	大作勝之	福岡高等	後藤博	高橋信宏	高橋信宏
"家庭	"	岡崎格	岡崎格	奈良地方	田中健治	二瓶理香	鈴野勝之	福岡地方	田口直樹	高橋信宏	高橋信宏
新潟地方	小林宏司	森本益	森本益	奈良地方	田中健治	関本利一	黒岩康彦	福岡地方	岩木宰	高橋信宏	高橋信宏
"家庭	菊池則明	森本益	森本益	奈良地方	田中健治	清水妙	恵本宏	福岡地方	岩木宰	高橋信宏	高橋信宏
大阪高等	尾島明	松永栄治	松永栄治	奈良地方	田中健治	須栗克史	高崎亮	福岡地方	岩木宰	高橋信宏	高橋信宏
大阪地方	宮崎英一	大垣みゆき	大垣みゆき	奈良地方	田中健治	半野勇樹	田畠昭	福岡地方	岩木宰	高橋信宏	高橋信宏
"家庭	"	木原義則	木原義則	奈良地方	田中健治	名古屋高等	名古屋高等	福岡地方	岩木宰	高橋信宏	高橋信宏
大阪高等	尾島明	白井寛朗	白井寛朗	奈良地方	田中健治	坂口亨	鈴木正紀	福岡地方	岩木宰	高橋信宏	高橋信宏
大阪地方	宮崎英一	大西千流	大西千流	奈良地方	田中健治	大熊一之	坂口亨	福岡地方	岩木宰	高橋信宏	高橋信宏
"家庭	"	下村義之	下村義之	奈良地方	田中健治	村上伸	大熊一之	福岡地方	岩木宰	高橋信宏	高橋信宏
大阪高等	尾島明	吉田彩	吉田彩	奈良地方	田中健治	鈴村博人	大熊一之	福岡地方	岩木宰	高橋信宏	高橋信宏
大阪地方	宮崎英一	吉田彩	吉田彩	奈良地方	田中健治	和田薰	大熊一之	福岡地方	岩木宰	高橋信宏	高橋信宏
"家庭	"	佐野畦地	佐野畦地	奈良地方	田中健治	橋本昌也	大熊一之	福岡地方	岩木宰	高橋信宏	高橋信宏
大阪高等	尾島明	吉田彩	吉田彩	奈良地方	田中健治	小林善優	大熊一之	福岡地方	岩木宰	高橋信宏	高橋信宏
大阪地方	宮崎英一	吉田彩	吉田彩	奈良地方	田中健治	天春優子	大熊一之	福岡地方	岩木宰	高橋信宏	高橋信宏
"家庭	"	吉田彩	吉田彩	奈良地方	田中健治	竹内強	大熊一之	福岡地方	岩木宰	高橋信宏	高橋信宏
大阪高等	尾島明	吉田彩	吉田彩	奈良地方	田中健治	始閑正光	大分地方	福岡地方	岩木宰	高橋信宏	高橋信宏
大阪地方	宮崎英一	吉田彩	吉田彩	奈良地方	田中健治	金地哲文	大分地方	福岡地方	岩木宰	高橋信宏	高橋信宏
"家庭	"	吉田彩	吉田彩	奈良地方	田中健治	洞口啓之	大分地方	福岡地方	岩木宰	高橋信宏	高橋信宏
大阪高等	尾島明	吉田彩	吉田彩	奈良地方	田中健治	角屋晃	大分地方	福岡地方	岩木宰	高橋信宏	高橋信宏
大阪地方	宮崎英一	吉田彩	吉田彩	奈良地方	田中健治	長谷部幸弥	大分地方	福岡地方	岩木宰	高橋信宏	高橋信宏
"家庭	"	吉田彩	吉田彩	奈良地方	田中健治	高橋光彦	大分地方	福岡地方	岩木宰	高橋信宏	高橋信宏
大阪高等	尾島明	吉田彩	吉田彩	奈良地方	田中健治	川岸哲成	大分地方	福岡地方	岩木宰	高橋信宏	高橋信宏
大阪地方	宮崎英一	吉田彩	吉田彩	奈良地方	田中健治	瀬田正明	大分地方	福岡地方	岩木宰	高橋信宏	高橋信宏
"家庭	"	吉田彩	吉田彩	奈良地方	田中健治	吉田正人	大分地方	福岡地方	岩木宰	高橋信宏	高橋信宏
大阪高等	尾島明	吉田彩	吉田彩	奈良地方	田中健治	萩原東	宮崎地方	福岡地方	岩木宰	高橋信宏	高橋信宏
大阪地方	宮崎英一	吉田彩	吉田彩	奈良地方	田中健治	明史	久留島群一	福岡地方	岩木宰	高橋信宏	高橋信宏
"家庭	"	吉田彩	吉田彩	奈良地方	田中健治	田中里裕	那覇地方	福岡地方	岩木宰	高橋信宏	高橋信宏
大阪高等	尾島明	吉田彩	吉田彩	奈良地方	田中健治	田中裕	那覇地方	福岡地方	岩木宰	高橋信宏	高橋信宏
大阪地方	宮崎英一	吉田彩	吉田彩	奈良地方	田中健治	裕裕	那覇地方	福岡地方	岩木宰	高橋信宏	高橋信宏
"家庭	"	吉田彩	吉田彩	奈良地方	田中健治	裕裕	那覇地方	福岡地方	岩木宰	高橋信宏	高橋信宏
大阪高等	尾島明	吉田彩	吉田彩	奈良地方	田中健治	義行	那覇地方	福岡地方	岩木宰	高橋信宏	高橋信宏
大阪地方	宮崎英一	吉田彩	吉田彩	奈良地方	田中健治	伊東正好	那覇地方	福岡地方	岩木宰	高橋信宏	高橋信宏
"家庭	"	吉田彩	吉田彩	奈良地方	田中健治	山本実雄	那覇地方	福岡地方	岩木宰	高橋信宏	高橋信宏
大阪高等	尾島明	吉田彩	吉田彩	奈良地方	田中健治	桐山早苗	那覇地方	福岡地方	岩木宰	高橋信宏	高橋信宏
大阪地方	宮崎英一	吉田彩	吉田彩	奈良地方	田中健治	吉田之彦	那覇地方	福岡地方	岩木宰	高橋信宏	高橋信宏
"家庭	"	吉田彩	吉田彩	奈良地方	田中健治	古財英明	那覇地方	福岡地方	岩木宰	高橋信宏	高橋信宏
大阪高等	尾島明	吉田彩	吉田彩	奈良地方	田中健治	館内比佐志	那覇地方	福岡地方	岩木宰	高橋信宏	高橋信宏
大阪地方	宮崎英一	吉田彩	吉田彩	奈良地方	田中健治	藤田光代	那覇地方	福岡地方	岩木宰	高橋信宏	高橋信宏
"家庭	"	吉田彩	吉田彩	奈良地方	田中健治	中里飯田	那覇地方	福岡地方	岩木宰	高橋信宏	高橋信宏
大阪高等	尾島明	吉田彩	吉田彩	奈良地方	田中健治	飯田直	那覇地方	福岡地方	岩木宰	高橋信宏	高橋信宏
大阪地方	宮崎英一	吉田彩	吉田彩	奈良地方	田中健治	佳	那覇地方	福岡地方	岩木宰	高橋信宏	高橋信宏
"家庭	"	吉田彩	吉田彩	奈良地方	田中健治	也	那覇地方	福岡地方	岩木宰	高橋信宏	高橋信宏
大阪高等	尾島明	吉田彩	吉田彩	奈良地方	田中健治	麻美	那覇地方	福岡地方	岩木宰	高橋信宏	高橋信宏
大阪地方	宮崎英一	吉田彩	吉田彩	奈良地方	田中健治	美	那覇地方	福岡地方	岩木宰	高橋信宏	高橋信宏
"家庭	"	吉田彩	吉田彩	奈良地方	田中健治	美	那覇地方	福岡地方	岩木宰	高橋信宏	高橋信宏
大阪高等	尾島明	吉田彩	吉田彩	奈良地方	田中健治	和	那覇地方	福岡地方	岩木宰	高橋信宏	高橋信宏
大阪地方	宮崎英一	吉田彩	吉田彩	奈良地方	田中健治	和	那覇地方	福岡地方	岩木宰	高橋信宏	高橋信宏
"家庭	"	吉田彩	吉田彩	奈良地方	田中健治	和	那覇地方	福岡地方	岩木宰	高橋信宏	高橋信宏
大阪高等	尾島明	吉田彩	吉田彩	奈良地方	田中健治	和	那覇地方	福岡地方	岩木宰	高橋信宏	高橋信宏
大阪地方	宮崎英一	吉田彩	吉田彩	奈良地方	田中健治	和	那覇地方	福岡地方	岩木宰	高橋信宏	高橋信宏
"家庭	"	吉田彩	吉田彩	奈良地方	田中健治	和	那覇地方	福岡地方	岩木宰	高橋信宏	高橋信宏
大阪高等	尾島明	吉田彩	吉田彩	奈良地方	田中健治	和	那覇地方	福岡地方	岩木宰	高橋信宏	高橋信宏
大阪地方	宮崎英一	吉田彩	吉田彩	奈良地方	田中健治	和	那覇地方	福岡地方	岩木宰	高橋信宏	高橋信宏
"家庭	"	吉田彩	吉田彩	奈良地方	田中健治	和	那覇地方	福岡地方	岩木宰	高橋信宏	高橋信宏
大阪高等	尾島明	吉田彩	吉田彩	奈良地方	田中健治	和	那覇地方	福岡地方	岩木宰	高橋信宏	高橋信宏
大阪地方	宮崎英一	吉田彩	吉田彩	奈良地方	田中健治	和	那覇地方	福岡地方	岩木宰	高橋信宏	高橋信宏
"家庭	"	吉田彩	吉田彩	奈良地方	田中健治	和	那覇地方	福岡地方	岩木宰	高橋信宏	高橋信宏
大阪高等	尾島明	吉田彩	吉田彩	奈良地方	田中健治	和	那覇地方	福岡地方	岩木宰	高橋信宏	高橋信宏
大阪地方	宮崎英一	吉田彩	吉田彩	奈良地方	田中健治	和	那覇地方	福岡地方	岩木宰	高橋信宏	高橋信宏
"家庭	"	吉田彩	吉田彩	奈良地方	田中健治	和	那覇地方	福岡地方	岩木宰	高橋信宏	高橋信宏
大阪高等	尾島明	吉田彩	吉田彩	奈良地方	田中健治	和	那覇地方	福岡地方	岩木宰	高橋信宏	高橋信宏
大阪地方	宮崎英一	吉田彩	吉田彩	奈良地方	田中健治	和	那覇地方	福岡地方	岩木宰	高橋信宏	高橋信宏
"家庭	"	吉田彩	吉田彩	奈良地方	田中健治	和	那覇地方	福岡地方	岩木宰	高橋信宏	高橋信宏
大阪高等	尾島明	吉田彩	吉田彩	奈良地方	田中健治	和	那覇地方	福岡地方	岩木宰	高橋信宏	高橋信宏
大阪地方	宮崎英一	吉田彩	吉田彩	奈良地方	田中健治	和	那覇地方	福岡地方	岩木宰	高橋信宏	高橋信宏
"家庭	"	吉田彩	吉田彩	奈良地方	田中健治	和	那覇地方	福岡地方	岩木宰	高橋信宏	高橋信宏
大阪高等	尾島明	吉田彩	吉田彩	奈良地方	田中健治	和	那覇地方	福岡地方	岩木宰	高橋信宏	高橋信宏
大阪地方	宮崎英一	吉田彩	吉田彩	奈良地方	田中健治	和	那覇地方	福岡地方	岩木宰	高橋信宏	高橋信宏
"家庭	"	吉田彩	吉田彩	奈良地方	田中健治	和	那覇地方	福岡地方	岩木宰	高橋信宏	高橋信宏
大阪高等	尾島明	吉田彩	吉田彩	奈良地方	田中健治	和	那覇地方	福岡地方	岩木宰	高橋信宏	高橋信宏
大阪地方	宮崎英一	吉田彩	吉田彩	奈良地方	田中健治	和	那覇地方	福岡地方	岩木宰	高橋信宏	高橋信宏
"家庭	"	吉田彩	吉田彩	奈良地方	田中健治	和	那覇地方	福岡地方	岩木宰	高橋信宏	高橋信宏
大阪高等	尾島明	吉田彩	吉田彩	奈良地方	田中健治	和	那覇地方	福岡地方	岩木宰	高橋信宏	高橋信宏
大阪地方	宮崎英一	吉田彩	吉田彩	奈良地方	田中健治	和	那覇地方	福岡地方	岩木宰	高橋信宏	高橋信宏
"家庭	"	吉田彩	吉田彩	奈良地方	田中健治	和	那覇地方	福岡地方	岩木宰	高橋信宏	高橋信宏
大阪高等	尾島明	吉田彩	吉田彩	奈良地方	田中健治	和	那覇地方	福岡地方	岩木宰	高橋信宏	高橋信宏
大阪地方	宮崎英一	吉田彩	吉田彩	奈良地方	田中健治	和	那覇地方	福岡地方	岩木宰	高橋信宏	高橋信宏
"家庭	"	吉田彩	吉田彩	奈良地方	田中健治	和	那覇地方	福岡地方	岩木宰	高橋信宏	高橋信宏
大阪高等	尾島明	吉田彩	吉田彩	奈良地方	田中健治	和	那覇地方	福岡地方	岩木宰	高橋信宏	高橋信宏
大阪地方	宮崎英一	吉田彩	吉田彩	奈良地方	田中健治	和	那覇地方	福岡地方	岩木宰	高橋信宏	高橋信宏
"家庭	"	吉田彩	吉田彩	奈良地方	田中健治	和	那覇地方	福岡地方	岩木宰	高橋信宏	高橋信宏
大阪高等	尾島明	吉田彩	吉田彩	奈良地方	田中健治	和	那覇地方	福岡地方	岩木宰	高橋信宏	高橋信宏
大阪地方	宮崎英一	吉田彩	吉田彩	奈良地方	田中健治	和	那覇地方	福岡地方	岩木宰	高橋信宏	高橋信宏
"家庭	"	吉田彩	吉田彩	奈良地方	田中健治	和	那覇地方	福岡地方	岩木宰	高橋	